

平成30年度「所沢市スマートエネルギー補助金」のご案内

市内の住宅に太陽光発電システムやコージェネレーションシステムなどの再生可能エネルギーの活用や省エネルギーを推進する設備等を導入する方に補助金を交付します！

地球温暖化の主な原因である「二酸化炭素」は家庭部門での排出が、全体の約3割を占めています。

すでに節電や省エネに取り組んでいただいている方も多いと思いますが、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを導入したり、給湯器や車を省エネタイプにすることで、エネルギーをスマートに使うことができ、更なる二酸化炭素排出量の削減につながります！

買い換えやご購入の際には、ぜひ、環境にやさしい製品を選んでみてください。

問い合わせ先

所沢市 環境クリーン部 環境政策課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

電話：04-2998-9133

FAX：04-2998-9394

E-Mail：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

補助対象項目

※複数の補助対象項目で補助金の交付を受けることができます。ただし、同一年度内において、1項目につき1回限りです。

①太陽光発電システム

②太陽光採光システム（太陽光追尾式）

③太陽熱利用システム
（太陽熱温水器、ソーラーシステム）

④蓄電池（リチウムイオン電池）

⑤コージェネレーションシステム
（エコウィル、エネファーム）

⑥バイオマスストーブ（ペレット、^{まき}薪）

⑦エコカー
（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）

⑧エコカー充電設備（V2H）

⑨雨水貯留槽（100ℓ以上）

⑩ホームエネルギー管理システム
（HEMS）

⑪地中熱利用システム
（ヒートポンプ式、蓄熱式空気循環）

⑫エコハウス
（低炭素建築物、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）



所沢市は「COOL CHOICE」に賛同しています。

目次

補助金が振り込まれるまでの流れ	・・・・・・	P 3～4
基本的な事項 (補助対象者の要件、対象期間、申請期間など)	・・・・・・	P 5～9
各補助対象項目の対象要件、補助対象経費及び必要書類	・・・・	P 10
No.1 太陽光発電システム	・・・・	P 11
No.2 太陽光採光システム (太陽光追尾式)	・・・・	P 12
No.3 太陽熱利用システム (太陽熱温水器、ソーラーシステム)	・・・・	P 13
No.4 蓄電池 (リチウムイオン電池)	・・・・	P 14
No.5 コージェネレーションシステム (エコウィル、エネファーム)	・・・・	P 15
No.6 バイオマスストーブ (ペレット・薪 ^{まき})	・・・・	P 16
No.7 エコカー (電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)	・・・・	P 17
No.8 エコカー充電設備 (V2H)	・・・・	P 18
No.9 雨水貯留層 (100ℓ以上)	・・・・	P 19
No.10 ホームエネルギー管理システム (HEMS)	・・・・	P 20
No.11 地中熱利用システム (ヒートポンプ式、蓄熱式空気循環)	・・・・	P 21
No.12 ①エコハウス (低炭素建築物)	・・・・	P 23
②エコハウス (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	・・・・	P 24
様式、別紙及び書式		

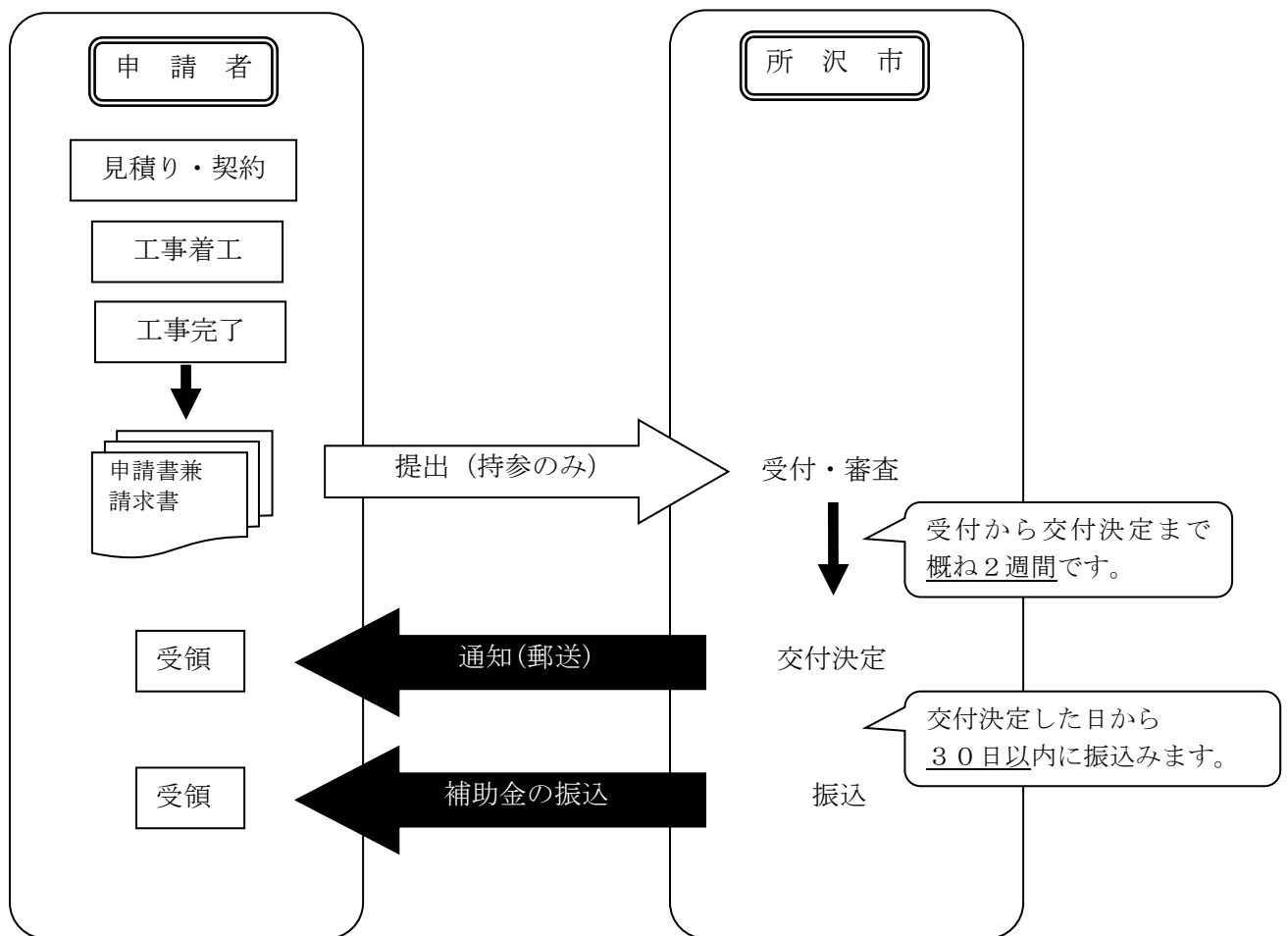
補助金が振り込まれるまでの流れ

※補助対象項目によって、補助金が振り込まれるまでの流れが異なります。

①工事完了後に申請する場合の流れ

《該当する補助対象項目》

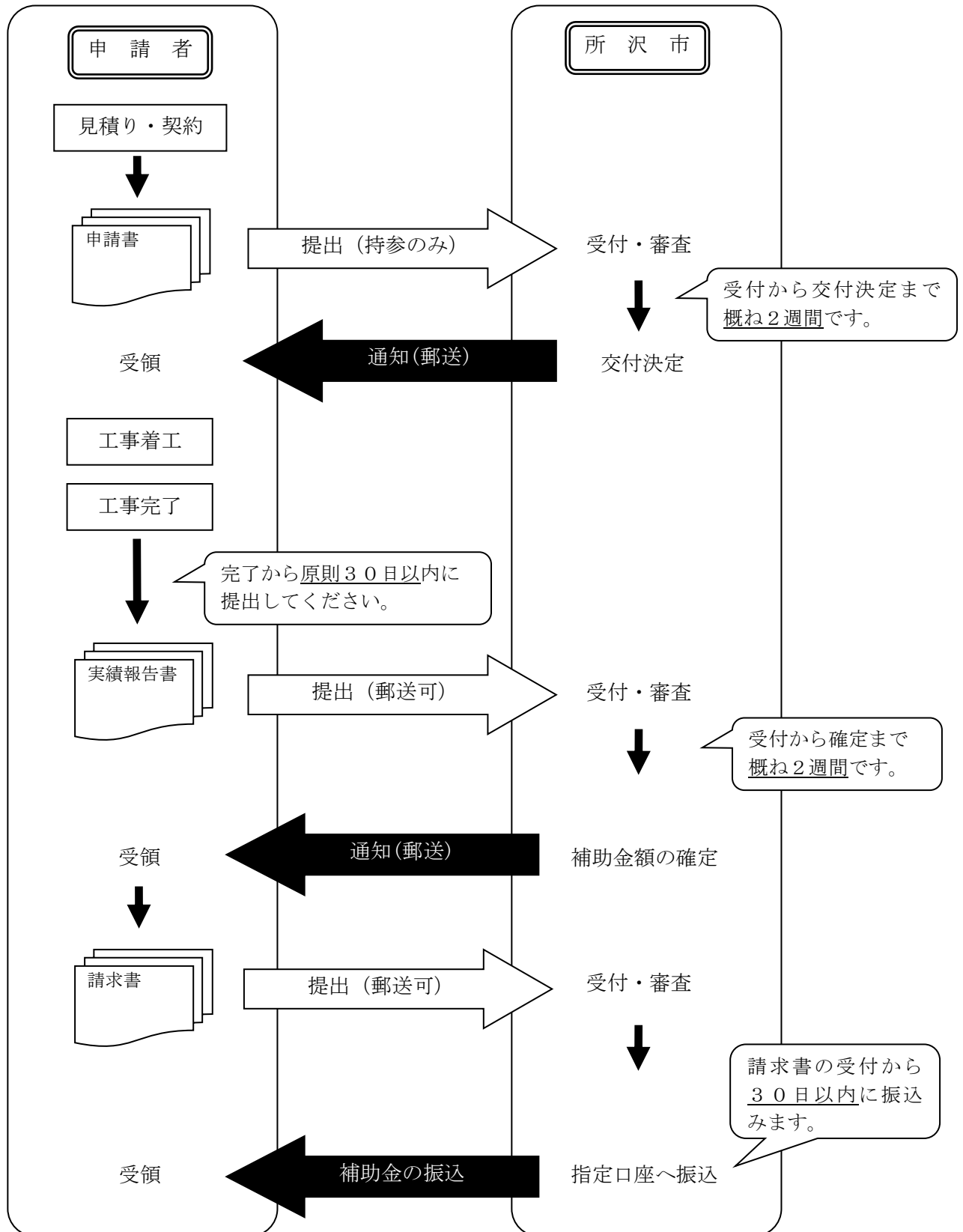
- ・太陽光発電システム
- ・太陽熱利用システム（太陽熱温水器・ソーラーシステム）
- ・コージェネレーションシステム（エコウィル、エネファーム）
- ・エコカー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）
- ・エコカー充電設備（V2H）
- ・雨水貯留槽（100ℓ以上）
- ・蓄電池（リチウムイオン電池）
- ・ホームエネルギー管理システム（HEMS）



②工事着工前に申請する場合の流れ

《該当する補助対象項目》

太陽光採光システム、バイオマスストーブ、地中熱利用システム、エコハウス



基本的な事項

1. 補助対象者

- 自らが居住する市内の住宅に、補助対象事業を実施する方（※1）
- 補助金の申請時又は実績報告時に所沢市に住民登録されている方
- 補助金の申請時及び実績報告時に市税の滞納がない方（※2）
- 同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない方（※3）

※1 集合住宅の場合には、自らが居住する専有部分に対して実施する場合のみ対象となります。

※2 納期が過ぎてから納税した場合は、納税記録がコンピュータに反映されるのに時間がかかるため、領収印が押された納付書の写しを添付していただく場合があります。

※3 例えば、住宅のリフォーム時に太陽光発電システムなどの補助対象事業を行い、市の住宅リフォームに関する補助金（所沢市住宅リフォーム資金補助事業）の交付を受けた場合には、補助の対象になりません。

2. 補助対象事業の実施期間

（この期間中に補助対象項目に係る機器等を取得する必要があります。）

平成30年4月1日（日）から平成31年2月28日（木）まで

※ 「太陽光採光システム」、「地中熱利用システム」、「バイオマスストーブ」、「エコハウス」の4つの補助対象項目については、平成30年4月1日（日）から平成31年3月29日（金）までとなります。

※ 前年度に既に契約締結を行い、当該期間中に工事や引渡し等を実施する場合も対象とします。

◆取得とは？

補助対象事業の取得とは、工事の完了、金額の領収、住宅等の引渡しなどを行い、補助金の交付申請兼請求又は実績報告ができる状態にすることをいいます。

そのため、補助対象事業に係る工事が平成30年度内に完了しても、金額の領収などが平成30年度内に行われていない場合には、補助の対象とはなりません。

また、取得が年度内に行われたとしても、住民基本台帳への登録など補助対象者となるための要件が年度内に揃えられなかった場合は、補助の対象とはなりません。

3. 申請期間（この期間中に、申請を行ってください。）

補助対象項目によって、申請期間が異なりますので、ご注意ください。（※4）

① 太陽光採光システム、バイオマスストーブ、地中熱利用システム、エコハウス

申請のタイミング	申請受付期間
工事着工前	平成30年4月16日（月）～平成31年2月28日（木）

② 上記以外の補助対象項目（太陽光発電システム、コージェネレーションシステム、エコカー等）

申請のタイミング	申請受付期間
工事等完了後	第1期 平成30年 5月1日（火）～ 同月31日（木）
	第2期 平成30年 8月1日（水）～ 同月31日（金）
	第3期 平成30年11月1日（木）～ 同月30日（金）
	第4期 平成31年 2月1日（金）～ 同月28日（木）

※4 先着順で受付します。
（ただし、補助金の申請額が予算に達し次第、受付を終了します。）

4. 申請方法

所沢市環境クリーン部環境政策課（市役所5階）に「所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（様式第1号）」又は「所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）」に必要書類を添付して、**持参**してください。（※5）

※5 受付時に訂正をしていただく場合がありますので、印鑑を持参していただくか申請書の捨印箇所を押印してください。
また、必要書類等に不備があり、申請期間中に修正していただけない場合、ご提出いただいた書類一式を返却いたしますので、ご了承ください。

5. 補助対象項目、補助金額及び上限額（一覧）

補助対象項目	種類	補助金額	上限額
太陽光発電システム	—	太陽電池の最大出力 1kW 当たり 2 万円	8 万円
太陽光採光システム	太陽光追尾式	補助対象経費の 10 分の 1	10 万円
太陽熱利用システム	太陽熱温水器	集熱面積 1 m ² 当たり 1 万 5,000 円	6 万円
	ソーラーシステム	集熱面積 1 m ² 当たり 2 万円	12 万円
蓄電池	リチウムイオン電池	蓄電容量 1kWh 当たり 2 万 5,000 円	20 万円
コージェネレーションシステム	エコウィル（ガスエンジン）	10 万円（一律）	—
	エネファーム（燃料電池）	12 万円（一律）	—
バイオマスストーブ （本体価格が 10 万円以上）	ペレット・ ^{まき} 薪	補助対象経費の 10 分の 1	5 万円
エコカー	電気自動車	10 万円（一律）	—
	プラグインハイブリッド自動車		
	燃料電池自動車	50 万円（一律）	—
エコカー充電設備（V2H）	—	5 万円（一律）	—
雨水貯留槽 （100ℓ以上） （本体価格が 1 万 5,000 円以上）	—	7,500 円（一律）	—
ホームエネルギー管理システム（HEMS）	—	2 万円（一律）	—
地中熱利用システム	ヒートポンプ式蓄熱式空気循環	補助対象経費の 10 分の 1	25 万円
エコハウス	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	延べ床面積 1 m ² 当たり 3,000 円	36 万円
	低炭素建築物	延べ床面積 1 m ² 当たり 2,500 円	30 万円

※6 補助対象項目を複数実施する場合には、それぞれで補助金の交付を受けることができます。

※7 補助金の交付を受けることができるのは、同一年度内において、各補助対象項目につき 1 回限りです。

（例えば、同一家屋に居住する方々が雨水貯留槽やエコカーをそれぞれ購入し別に申請した場合は、先に申請した方のみ補助対象となります。）

※8 「エコハウス」については、認定に係る補助対象項目は除きます。

（例）太陽光発電システム等の他の補助対象項目を実施することで、「低炭素建築物」の認定を受けた場合には、「エコハウス」の 1 項目が補助の対象となります。

◆加算措置

次の要件を満たす場合、最大 30% までの加算措置を受けることができます。

- ①三世代が同居し、日常生活を営んでいる場合⇒補助金額の 20%
- ②市内事業者と契約を結び、領収書等の発行を受けられる場合⇒補助金額の 10%
- ③所沢市マチエコ応援隊による低価格プランを活用する場合⇒補助金額の 10%
- ④太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が 2 kW 未満（小規模）であり、埼玉県の実証事業のための調査（※9）に協力する場合（ただし共同住宅及び長屋は除く）⇒2 万円（一律）

※マチエコ応援隊：各機器メーカーと市内施工業者等で構成され、市と協働で住宅のスマートハウス化を推進するための団体です。詳細は市 HP（「マチエコ応援隊」で検索）でご確認ください。

※9：④小規模太陽光の加算措置を受けるには、申請時アンケート及び 1 年間の太陽光発電設備の発電量調査等にご協力いただくことが必要です。

6. 実績報告

(太陽光採光システム、バイオマスストーブ、地中熱利用システム、エコハウスのみ)

補助対象事業を完了した日から30日以内又は平成31年3月29日(金)のいずれか早い日までに、「所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書(家庭用)(様式第10号)」に必要書類を添付して、提出してください。(※8)

※8 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

なお、郵送による提出の場合には、事業完了から30日以内又は平成31年3月29日のいずれか早い日までに環境政策課に到着することが必要です。

7. 請求

(太陽光採光システム、バイオマスストーブ、地中熱利用システム、エコハウスのみ)

実績報告後、市の審査後に「所沢市スマートエネルギー補助金額確定通知書」を送付しますので、通知が到着した後、速やかに「所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書(様式第14号)」を提出してください。(※10)

※10 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

なお、この請求書のご提出がないと補助金の振込みができませんので、必ず提出してください。

8. 補助対象事業の変更

(太陽光採光システム、バイオマスストーブ、地中熱利用システム、エコハウスのみ)

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとする場合(※11)は、「所沢市スマートエネルギー補助金変更申請書(様式第7号)」に必要書類を添付して提出してください。(※12)

【必要書類】

- 変更内容を確認することができる書類(変更契約書の写し、図面等)

※11 変更申請書の提出が必要となる場合とは、補助金の申請額が変更になる場合、契約の相手方が変更になる場合、導入する設備等を変更する場合があります。なお、予算の執行状況によりますが、変更申請により補助金の申請額を増額することができます。

※12 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

9. 補助対象事業の廃止

(太陽光採光システム、バイオマスストーブ、地中熱利用システム、エコハウスのみ)

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業を中止又は廃止しようする場合は、「所沢市スマートエネルギー補助金廃止等届出書(様式第9号)」を提出してください。(※13)

※13 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

10. 管理

補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等については、事業を完了した日から起算して5年間は、善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。

11. 処分の制限

管理期間中、やむを得ない事由により、補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等を譲渡、貸付、担保に供する場合には、「所沢市スマートエネルギー補助金財産等処分承認申請書(書式8)」により市の承認を得てください。(※14)

※14 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

12. 補助金に係る書類の保存

補助金の交付に係る関係書類などは、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

13. アンケートの実施

対象事業実施後の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じて事業の導入に係るアンケートを送付する場合がありますので、ご協力をお願い致します。

各補助対象項目の対象要件、補助対象経費及び必要書類

補助対象項目によって、必要書類が異なりますのでご注意ください。

◆各補助対象項目の必要書類の有無

No	補助対象項目	申請	実績報告	請求
1	太陽光発電システム	○	/	/
2	太陽光採光システム（太陽光追尾式）	○	○	○
3	太陽熱利用システム（太陽熱温水器・ソーラーシステム）	○	/	/
4	蓄電池（リチウムイオン電池）	○	/	/
5	コージェネレーションシステム（エコウィル・エネファーム）	○	/	/
6	バイオマスストーブ（ペレット・薪）	○	○	○
7	エコカー（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車）	○	/	/
8	エコカー充電設備（V2H）	○	/	/
9	雨水貯留槽（100ℓ以上）	○	/	/
10	ホームエネルギー管理システム（HEMS）	○	/	/
11	地中熱利用システム	○	○	○
12	エコハウス（低炭素建築物・ネットゼロ・エネルギーハウス）	○	○	○

なお、複数の補助対象項目を同時に実施する場合、次の書類は1部の提出でかまいません。ただし、申請期間が同一の場合に限ります。（※15）

◆1部を提出する書類（複数の補助対象項目を同時に実施する場合）

申請時	①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（家庭用）（様式第1号） （※No.2,6,11,12の補助対象項目の申請を同時に行う場合） 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（様式第2号） （※上記以外の補助対象項目の申請を同時に行う場合） ②案内図（住宅地図等） ③建物所有者共有名義人同意書（書式4） （※申請者以外の所有者または名義人がいる場合。※16） ④三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10）
実績報告時	所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（家庭用）（様式第10号） （※No.2,6,11,12の補助対象項目の申請を同時に行う場合）
請求時	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号） （※No.2,6,11,12の補助対象項目の申請を同時に行う場合）

※15 例えば、「太陽光発電システム」と「蓄電池」についての補助金を同時に申請する場合には、次ページ以降の表にも補助対象項目ごとの必要書類を記載していますが、上表に記載されている書類については2部提出する必要はなく、1部の提出でかまいません。

※16 申請者以外の所有者または名義人が共に存在し、同一人物でない場合は、建物所有者分と共有名義人分それぞれの提出が必要です。

No.1 太陽光発電システム

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・日本工業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたもの ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うもの
補助対象経費	<p>①機器費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナ） ウ カラーモニター エ 架台 オ 接続箱 カ 交流側開閉器 キ 余剰電力販売用電力計 ク 配管配線器具 <p>②設置工事費</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号） ②事業概要書（別紙1号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの） ※申請年度のものに限る。 ⑤施工写真（建物全景及び太陽電池モジュール・パワーコンディショナの施工後の写真） ⑥太陽電池モジュールの配置図 ⑦電力会社との電力受給契約を証する書類の写しとして、次のいずれか。 <ul style="list-style-type: none"> ・「接続契約のご案内（需給契約締結後、電力会社の専用HPよりダウンロードできます）」 ・電力受給契約申込書の写し（接続契約承諾日が確認できるものに限る。） ⑧案内図（住宅地図等） ⑨建物所有者共有名義人同意書（書式4） <ul style="list-style-type: none"> ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。（建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑩三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） <ul style="list-style-type: none"> ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。 ⑪小規模太陽光設備の設置等に関する書類（埼玉県アンケート（1）及び使用電気量確認のための委任状） <ul style="list-style-type: none"> ※小規模太陽光の加算措置の適用を受ける場合。

備考

- ・「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムのことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・小規模太陽光の加算措置を受ける場合には上記書類の他、実施から1年間の発電量調査等にご協力いただく必要があります。

No.2 太陽光採光システム ※工事着工前の申請となります。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・太陽光を採光するために太陽光追尾装置によって駆動する採光部を備えた屋内の照明用途に利用するもの
補助対象経費	①機器費 ア 採光気 イ 光ファイバーケーブルや光伝導管等 ウ 端末照明器具 エ コントロールユニット ②設置工事費
必要書類 (申請時)	① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（家庭用）（様式第1号） ② 事業計画書（別紙9号） ③ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④ 施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑤ 設計図 ⑥ 案内図（住宅地図等） ⑦ 建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑧ 三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。
必要書類 (実績報告時)	①所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（家庭用）（様式第10号） ②領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③施工写真（建物全景、設置個所の施工中、施工後の写真） ④完成図面
必要書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「太陽光採光システム」とは、自然採光が不十分又は不可能な空間にも反射板や光ファイバー等を使用することで太陽光を取り入れることができるシステムのことをいいます。当該システムのうち、太陽光を採光するために太陽光追尾装置によって駆動する採光部を備えた太陽光追尾式を補助対象とします。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.3 太陽熱利用システム（太陽熱温水器・ソーラーシステム）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの、又は、それと同等以上の性能を有すると市が認めるもの（※インターネットで確認することができます。） 	
補助対象経費	太陽熱温水器	ソーラーシステム
	<ul style="list-style-type: none"> ①機器費 <ul style="list-style-type: none"> ア 集熱器（一体型のものに当たっては集熱器及び貯湯部） イ 蓄熱槽 ウ 架台 エ 配管及び配線器具 ②設置工事費 	<ul style="list-style-type: none"> ①機器費 <ul style="list-style-type: none"> ア 集熱器 イ 貯湯ユニット ウ 蓄熱槽 エ 架台 オ 配管及び配線器具 ②設置工事費
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号） ②事業概要書（別紙2号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ⑤施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） ⑥集熱器の配置図 ⑦案内図（住宅地図等） ⑧建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。（建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑨三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。 	

備考

- ・「太陽熱利用システム」とは、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯等に利用するシステムのこと、集熱器と貯湯ユニットが一体型である太陽熱温水器及び集熱器と蓄熱槽が独立し、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるソーラーシステムのことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.4 蓄電池（リチウムイオン電池）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・国が平成28年度以降に実施する住宅のエネルギー利用の効率化を図るための補助事業（住宅省エネリノベーション促進事業又は省エネルギー投資促進に向けた支援補助金等）の補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブに認められたもの（※インターネットで確認することができます。）
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①機器費 <ul style="list-style-type: none"> ア 蓄電池部 イ 電力変換装置 ウ 配管配線器具 ②設置工事費
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号） ②事業概要書（別紙3号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ⑤施工写真（建物全景及び蓄電池本体・分電盤の施工後の写真、機器の型式が分かる写真） ⑥配置図 ⑦案内図（住宅地図等） ⑧建物所有者共有名義人同意書（書式4） <ul style="list-style-type: none"> ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。（建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑨三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） <ul style="list-style-type: none"> ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。

備考

- ・「蓄電池」とは、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移動による酸化・還元をすることで電氣的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池（リチウムイオン電池）のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.5 コージェネレーションシステム（エコウィル・エネファーム）

	エコウィル（ガスエンジン）	エネファーム（燃料電池）
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されているシステムであり、貯湯ユニットはガスエンジンユニットの排熱を吸収できるもの ・燃料は都市ガス又はLPガスを使用するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・経済産業省資源エネルギー庁による燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金の補助対象機器として認められたもの（※インターネットで確認することができます。）
補助対象経費	①機器費 ア 燃料電池ユニット又はガスエンジンユニット イ 貯湯ユニット ウ リモコン エ 配管配線器具 ②設置工事費	
必要書類	①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号） ②事業概要書（別紙4号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ⑤施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真、機器の型式が分かる写真） ⑥配置図 ⑦案内図（住宅地図等） ⑧建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑨三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。	

備考

- ・「コージェネレーションシステム」とは、発電時に発生する排熱を給湯、冷暖房等に利用する家庭用コージェネレーションシステムのことをいい、都市ガス又はLPガスを燃料とするガスエンジンにおいて発電を行うコージェネレーションシステム（ガスエンジン）及び都市ガス、LPガス、灯油等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電を行うコージェネレーションシステム（燃料電池）のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.6 バイオマスストーブ（ペレット・^{まき}薪） ※工事着工前の申請となります。

	ペレットストーブ	^{まき} 薪ストーブ
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・本体製品価格が10万円以上（税込）であるもの ・熱（燃焼）効率が、定格出力時で75%以上であるものの 	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・本体製品価格が10万円以上（税込）であるもの ・熱（燃焼）効率が、触媒方式については72%以上であるもの、非触媒方式については63%以上であるもの
補助対象経費	①機器費 ア 機器本体 イ 煙突 ウ 排気管及び排気筒 ②設置工事費	
必要書類 (申請時)	①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（家庭用）（様式第1号） ②事業計画書（別紙10号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑤ストーブの構造図 ⑥ストーブの配置図（排気口の位置が分かる平面図、断面図） ⑦機器の性能を確認できる仕様書（燃焼効率が記載されたもの） ⑧誓約書（書式2） ⑨付近見取り図（排気口の位置と隣家との距離が分かるもの） ⑩案内図（住宅地図等） ⑪建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑫三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。	
必要書類 (実績報告時)	①所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（家庭用）（様式第10号） ②領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③施工写真（建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真） ④完成図面	
必要書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）	

備考

- ・「バイオマスストーブ」とは、木質ペレット又は^{まき}薪を燃料とするストーブのことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・その他「木質バイオマスストーブ環境ガイドブック（発行：環境省水・大気環境局）」の内容を遵守する必要があります。

No.7 エコカー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・車検証の「使用者の住所」、「使用の本拠の位置」が市内であるもの ・リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けているもの <p>※補助金の交付を受けた財産は5年間の保持が必要のため、リース契約期間が5年未満である場合は5年間の保持計画について確認を取る場合があります。</p>
補助対象経費	<p>車両本体購入費</p> <p>※リース契約の場合には、リース契約金額のうち車両本体価格に相当する金額とする。</p>
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号） ②事業概要書（別紙5号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ⑤車検証の写し ⑥保管場所標章番号通知書（車庫証明申請に係る通知書）の写し ⑦充電コンセントに係る施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） ⑧案内図（住宅地図等） ⑨建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の名義人がいる場合 ⑩三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） <p>※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</p>

備考

- ・「エコカー」とは、ガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さい自動車のことをいい、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る「電気自動車」及び家庭用電源等の電気を車両側のバッテリーに充電することのできる「プラグインハイブリッド自動車」及び車載の水素と空気中の酸素を反応させて燃料電池を発電し、その電気でモーターを回転させて走る「燃料電池自動車」のことをいいます。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・「エコカー」の取得日は、車検証の登録年月日（交付年月日）とします。（※納車日ではありません）

No.8 エコカー充給電設備（V2H）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業の補助対象機器として登録されているものであること。（※インターネットで確認することができます。）
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①機器費 <ul style="list-style-type: none"> ア 電力充給電設備 イ 必要不可欠な付属機器 ②設置工事費
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号） ②事業概要書（別紙6号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ⑤施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） ⑥配置図 ⑦案内図（住宅地図等） ⑧建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑨三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。

備考

- ・「エコカー充給電設備（V2H）」とは、電気自動車等と住宅間の充給電を行う設備のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.9 雨水貯留槽

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中古品又は自作品でないもの ・ 本体価格が1万5,000円以上（税込）であるもの ・ 容量が100ℓ以上のもの
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①機器費（雨水貯留槽） ②設置工事費
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号） ②事業概要書（別紙7号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ⑤施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） ⑥配置図 ⑦案内図（住宅地図等） ⑧建物所有者共有名義人同意書（書式4） <ul style="list-style-type: none"> ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑨三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） <ul style="list-style-type: none"> ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。

備考

- ・ 「雨水貯留槽」とは、雨どいから集めた雨水を利用するための貯留槽として販売されている製品のことをいいます。
- ・ 契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・ 領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.10 ホームエネルギー管理システム（HEMS）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・「EHCONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの（※インターネットで確認することができます。） ・エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られているもの
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①機器費 <ul style="list-style-type: none"> ア データ集約機器 イ 通信装置 ウ 制御装置 エ モニター装置 オ 計測機器 カ 配管及び配線器具 ②設置工事費
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号） ②事業概要書（別紙8号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ⑤施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） ⑥ホームエネルギー管理システムの配置図（配線等のわかるもの） ⑦案内図（住宅地図等） ⑧建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑨三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。

備考

- ・「ホームエネルギー管理システム（HEMS）」とは、家庭の電力使用量などを自動で実測しエネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムのことをいう。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.11 地中熱利用システム（ヒートポンプ式・蓄熱式空気循環）

※工事着工前の申請となります。

	ヒートポンプ式	蓄熱式空気循環
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・冷暖房のエネルギー消費効率（COP）が3.0以上であるもの ・地中熱交換器（熱交換井を含む。）が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱、又は放熱ができるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・地中熱パイプ又はダクトが適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱、又は放熱ができるもの
補助対象経費	<p>①機器費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 採熱井堀削 イ 採熱パイプ ウ ヒートポンプ エ 循環ポンプ オ リモコン カ 配管及び配線器具 <p>②設置工事費</p>	<p>①機器費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 採熱井堀削 イ 熱交換パイプ ウ ファンユニット エ 空気循環ユニット オ 配管及び配線器具 <p>②設置工事費</p>
必要書類 (申請時)	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（家庭用）（様式第1号） ②事業計画書（別紙11号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④設計図 ⑤施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑥案内図（住宅地図等） ⑦地下水採取許可申請書又は地下水採取届出書の写し ※地下水採取許可又は地下水採取届出が必要な場合に限る。 ⑧建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑨三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。 	
必要書類 (実績報告時)	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（家庭用）（様式第10号） ②領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③施工写真（建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真） ④完成図面 ⑤地下水採取許可証の写し ※地下水採取許可が必要な場合 	
提出書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）	

備考

- 「地中熱利用システム」とは、年間を通して安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし、空調又は給湯等に利用するシステムのことで、ヒートポンプを活用するヒートポンプシステム及び蓄熱層を活用する蓄熱式空気循環のことをいう。
- 契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- 領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・都市の低炭素化促進に関する法律（平成24年法律第84号）に定める低炭素建築物の認定を受けたもの
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①設備費 ②工事費
提出書類 (申請時)	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（家庭用）（様式第1号） ②事業計画書（別紙12号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④設計図 ⑤施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑥案内図（住宅地図等） ⑦低炭素建築物認定に係る各種書類の写し （設計内容説明書、計画認定申請書、計画認定通知書） ⑧建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の建物所有者又は共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑨三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。
提出書類 (実績報告時)	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（家庭用）（様式第10号） ②領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③施工写真（建物全景、施工中、施工後の写真） ④完成図面 ⑤認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書の写し
提出書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「低炭素建築物」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物の認定を受けた建築物のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

NO.12 ②エコハウス(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) ※工事着工前の申請となります。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・下記の国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業のうち、下記の交付決定を受けたもの <ul style="list-style-type: none"> ◆経済産業省資源エネルギー庁による住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業） ◆環境省によるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業 ◆国土交通省による地域型住宅グリーン化事業のうち、高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の対象となるもの。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①設備費 ②工事費
提出書類 (申請時)	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（家庭用）（様式第1号） ②事業計画書（別紙13号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④設計図 ⑤施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑥案内図（住宅地図等） ⑦ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業の各種書類の写し （交付申請書、実施計画書、交付決定通知書） ⑧建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の建物所有者又は共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑨三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。
提出書類 (実績報告時)	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（家庭用）（様式第10号） ②領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③施工写真（建物全景、施工中、施工後の写真） ④完成図面 ⑤ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業の確定通知書の写し
提出書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」とは、国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の推進に向けた支援事業の交付決定を受けた建築物のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。